

令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業従事者
応援金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、東久留米市内（以下「市内」という。）の障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員が、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、応援金を給付することを目的とする。

(支給対象者)

第2 応援金の支給対象となる者は、令和2年1月24日から令和2年6月30日までの間に、市内に住所を有する障害福祉サービス施設・事業所等（東久留米市児童発達支援センターわかき学園は除く。以下「支援対象施設・事業所」という。）に勤務し、令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付要綱（令和2年7月17日2福保障地第574号）第5条第2号に規定する慰労金の給付の決定を受けた者とする。

(応援金の支給額)

第3 応援金は、1人につき1万円を給付する。なお、応援金の給付は、市が実施する医療機関や介護サービス事業所・施設等へ勤務する者への応援金を含め、1人につき1回に限る。

(応援金の支給方法)

第4 支給対象者への応援金の給付に当たっては、支給対象施設・事業所が支給対象者から東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業従事者応援金代理受領委任状（様式第1号。以下「委任状」という。）の提出を受け、支給対象施設・事業所が属する事業者（以下「事業者」という。）が市へ申請を行い、支給対象者へ給付するものとする。

2 前項に規定する委任状により、応援金の請求及び受領に関する権限を支援対象施設・事業所に委任することが困難である支給対象者は、直接市に申請を行い支給対象者へ給付する。

(申請)

第5 応援金の交付を受けようとする事業者は、令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業従事者応援金交付申請書兼請求書（様式第2号）に必要な書類を添えて、別に定める日までに東久留米市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 第4第2項の規定により申請を行う支給対象者は、令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業従事者応援金個人用交付申請書兼請求書（様式第3号）に必要な書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知等)

第6 市長は、第5の規定による応援金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適当と認めた場合は、応援金の交付を決定し、令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業従事者応援金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知し、応援金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による応援金の交付の決定に際し、必要と認める条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、応援金を交付しないことを決定したときは、申請をした者に通知するものとする。

(応援金交付決定の取消し等)

第7 市長は、応援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、応援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、応援金の交付を受けたとき。

(2) 応援金の支給決定の内容又はこの要綱等の規定若しくは付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき応援金の額を確定した後においても適用する。

3 市長は、交付決定者が第1項の規定により応援金の交付決定の全部又は一部が取り消された場合は、令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業従事者応援金交付決定取消通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。この場合において、精算金が生じたときは、市長は返還期限を定めて交付決定者に返還を請求しなければならない。

(実績報告)

第8 応援金の交付を受けた交付決定者(第4第2項の規定により応援金の給付を受けた支給対象者を除く。以下「交付決定事業者」という。)は、支給対象者に応援金事業の支給が完了したとき又は応援金の交付決定をした会計年度が終了したときは、別に定める日までに、令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業従事者応援金実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(応援金の額の確定)

第9 市長は、第8の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等を行い、その報告に係る応援金事業の成果が応援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき応援金の額を確定し、令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業従事者応援金交付額確定通知書(様式第7号)により交付決定事業者に通知するものとする。

(応援金の返還)

第10 交付決定者は、第7の規定により応援金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に応援金が交付されているときは、市長が別に定める期限までに、当該応援金を返還しなければならない。

2 交付決定事業者は、第9の規定により応援金の額が確定した場合において、既にその額を超える応援金が交付されているときは、市長が別に定める期限までに、当該応援金を返還しなければならない。

(関係書類の整備保管)

第11 交付決定者は、当該応援金に係る関係書類を整備し、当該対象事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間これらを保存しておかなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この期間を延長することができる。

(交付決定等に係る調査)

第12 市長は、この要綱による応援金に関し必要と認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 交付決定者は、前項の調査に協力しなければならない。

(委任)

第13 この要綱及び東久留米市補助金交付規則(昭和47年東久留米市規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この訓令は、令和2年9月25日から施行する。

2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行った応援金の交付決定に対する第7から第12までの規定の適用については、その時以降も、なおその効力を有する。